

全日制府立高等学校特色づくり・再編整備実施計画と高槻南 高校廃校処分の不当性、違法性について

第 2 回公判準備書面への研究草稿

高南教育権訴訟を支える会事務局

1. 「特色・再編整備計画」にいう全日制単位制高校ビジョンと本件処分の目的違背

1) 府立高校改革の最重要課題としての中途退学問題

大阪府教育委員会は平成 11 年 4 月「教育改革プログラム」を発表した。その策定目的について、「はじめに」(同 1 頁)で以下のように述べている。

「今、教育は大きな曲がり角に立っている。(中略)学校教育においては、いじめや不登校、高等学校における中途退学が依然として深刻な状況にある中、小学校でいわゆる『学級崩壊』と呼ばれる授業不成立の現象が低学年にまで及ぶといった新たな教育課題が発生するなど緊急に解決すべき多くの課題を抱えており、教育関係者はもとより社会全体が一体となってその解決に取り組むことが求められている。さらに、国際化、科学技術や情報化の進展、少子高齢化、地球的規模での環境問題など社会の変化は、教育の分野にも大きな影響を与えている。21 世紀の社会を担う子どもたちには、こうした変化にも十分対応できる力を養い、人権感覚や他人を思いやる心など豊かな人間性をはぐくむことが求められている。このような教育をめぐる諸課題に対応していくためには、これまでの教育システムを大きく改革していくことが求められており、大阪府教育委員会においては、学校改革や教育内容の改善など学校教育の再構築と学校・家庭・地域社会の連携による総合的な教育力の再構築等を柱とした『教育改革プログラム』を策定した。」

ここでは、高校教育の問題にかかわっては、「中途退学の深刻さ」のみを真っ先に挙げている。さらに同プログラムにおいては学校種ごとに問題点＝改革課題を絞って詳述した「進学率 96% のもとでの高等学校教育」(同 5 頁)でも、「公立中学校卒業者の高等学校への進学率(公私立の全日制・定時制・通信制の課程全体を通して)は年々高まってきたが、平成元年度以降は約 96% 程度で推移している。このような状況において、高等学校へ進学してくる生徒の学力や進路希望は多様化している。生徒の中には、基礎的な学力や基本的な生活習慣が身につけていない実態や、なんとなく進学したり、仕方なく学校を選択したなどの実態が見受けられる。その結果、『進路変更』や『学業不適應』などの理由による中途退学者も増加しており、中学校の進路指導や高等学校におけ

る多様な生徒に対応した学習指導のあり方等が課題となっている。」として「中途退学問題」を強調している。

この上にたって、同プログラム【 】大阪の教育改革の「1 学校教育の再構築」の「 府立高等学校の充実」において、「中学校卒業者のほとんどが高等学校に進学する中で、府立の高等学校が、多様な学習ニーズに応え、地域に根ざして次代の大阪を担う人材を育成するという使命はますます大きなものとなっている。このような観点を踏まえ、今後の府立高等学校の改革を進める。」として、第一の課題として「(1) 特色づくりの推進」をあげ、「生徒一人ひとりの興味・関心、能力・適性、進路希望等に対応し、多様な学習と幅広い進路選択ができるよう、府立高等学校において特色づくりを推進する。さらに、海外から帰国した生徒や高等学校に再チャレンジしようとする生徒の受入れ、社会人のリカレント教育等、国際化や生涯学習社会への移行に対応した取組みを一層充実する。」とした。

2) 学校教育審議会答申及び教育改革プログラムにおける全日制単位制高校ビジョン

さらにその「具体的な取り組み」の一つとして、総合学科の拡充、全日制単位制高校の設置、新たな専門高校の設置、普通科の特色づくりの推進、職業学科の特色づくりの推進、中高一貫教育の整備方向の検討という6つの課題を挙げている。

本件統廃合事件で問題となっている「全日制単位制高校の設置」については、総合学科の拡充に次ぐ二つめの重要課題として、以下のように「定時制・通信制の課程の適正配置」と関連してその設置を定義づけている。

a) 学年による教育課程の区分を設けず所定の単位を修得すれば卒業できるシステムを持ち、生徒自らが主体的に選択した学習計画に基づいて学ぶことができる全日制単位制高校を複数校設置する。

b) 全日制単位制高校等の設置と併せて定時制・通信制の課程の適正配置のあり方について検討する。

本件廃校処分の可否を検討するとき、このb)の「全日制単位制高校等の設置と併せて定時制・通信制の課程の適正配置のあり方について検討する」とする府民的教育公約である府教育改革プログラム上の方針(定義)はきわめて大きな意味を持つ。

この教育改革プログラムの立案に先立つ平成10年5月21日、大阪府学校教育審議会第1分科会「生徒減少期における全日制府立高等学校のあり方について(答申)」の中で「単位制高校」についてこうふれている(同答申3(2)イ 単位制高校)

イ 単位制高校

単位制高校は、多様化した生徒の実態を踏まえ、生涯学習の観点から、誰でも、いつで

も、必要に応じて高校教育が受けられるよう定時制課程・通信制課程において制度

化された

ことに続いて、生徒の選択幅を更に拡大する趣旨から、全日制課程においても設置できる

ようになった。

府立の普通科の単位制高校としては、通信制と昼間及び夜間の定時制の課程を併置した

学校が1校設置されており、学年による教育課程に区分がなく、3年以上で80単位以上

の単位を修得すれば卒業できるシステムとなっている。動向では年齢や学習歴等多様な生徒が入学しており、生徒は多くの科目の中から自分の生活時間にあわせて選択し、主体的に学習しており、府民のニーズも高い。

今後、本府においては、通学の利便性を勘案し、特色のある単位制高校を複数設置する必要がある。その際、「自己の学習ペースに応じて学力の伸長を図る」、「高校に再チャレンジしたい生徒を受け入れる」、「留学生や帰国生徒を積極的に受け入れる」、「地域のコミュニティスクールとしての役割を備える」等の視点を踏まえることが望まれる。

なお、単位制高校においては、科目選択が偏るなど学習態度が安易になりやすいとか、集団活動が軽視されると言った懸念もあるので、ホームルームの役割やガイダンスの充実などに留意することが必要である。

このように全日制単位制高校というシステムは、大阪府学校教育審議会答申や教育改革プログラムの規定でも明らかなように、いじめや心身症などによる不登校であるとか、学業不振や進路への不適応による中途退学、帰国子女など、広範な教育課題を持った子どもたちに柔軟に対処しうる多目的な教育システムとして構想されてきた。

同時に、中卒時に全日制課程を希望して入学できないで定時制・通信制高校に通学する可能性のあるような子どもたちに対しても弾力的に対応しうる教育システムとして位置付けられてきたことは、先述したb)の「全日制単位制高校等の設置と併せて定時制・通信制の課程の適正配置のあり方について検討する」という方針からも明らかである。

この大阪府学校教育審議会答申や教育改革プログラムの全日制単位制高校システムの位置づけは今日に到るも府教育委員会によってもまったく変更されていない。

3) 高槻南高校廃校処分は教育改革プログラム等への目的違背で不適

では先ず、本件廃校処分の対象となった高槻南高等学校が、この教育改革プログラム示す目的と計画からみて「全日制単位制高校として統廃合されるべき学校」として何らかの条件と可能性を持っていたのかという点について検証する。

訴状においても明らかにしているが、同校は30年の短い歴史の中でも、他の伝統校

に劣ることのない優れた教育実績を築き上げ、教育改革プログラムで指摘するような中途退学や学業不適応につながる教育困難や教育課題の最も少ない府立高校である。

普通科高校としての同校における教育は、多面的で、弾力的な教科・科目配置と教育課程編成、運動系・文化系の部活動や学校行事活動の展開で、国際教養、理数、情報、環境、福祉、芸能、音楽、体育などの「特色」とすべき教育的要素は総合的に育成され、真理と正義を愛し、個人の価値をたっぴ、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成と人格の完成に寄与できるということを証明している。同校は普通科高校として、憲法・教育基本法、学校教育法に定める教育及び高校教育の目的・目標の達成に大きな成果を挙げているだけでなく、運動系・文化系の部活動や国際交流活動、進路実績などで、際立った「特色づくり」を進めてきた学校として2学区では中堅上位校として確固たる評価を得てきたところであり、以下に詳しく述べるが、かくの如き統廃合はまったく教育合理性を持たないものである。

それは、平成13年11月の廃校案決定の際に示された16万人の反対意思という2学区を中心とした地域住民の反対署名でも明らかである。さらに府教育委員会自らが定めた上述の教育改革プログラムの目的と意義に照らしてみても、普通科とは言うものの、高槻南高校の教育課題とは無縁な特定の教育課題への対応をめざす上述の如き教育システムとしての全日制単位制高校を事前に一切の意向打診や提案もなく唐突に押し付け、加えて廃校という行政処分を強行すると至った不当・不適性は、論ずるまでもなく明らかである。

大阪府公立中学校校長会がおこなう進路希望調査においても普通科高校希望が圧倒的であるのに、ほとんどニーズのない全日制単位制高校をニーズがあるとして、健全で活気に満ちた教育実績を持つ高槻南高校に一方的に押し付けるのは不当・不適である。

府教育委員会が、高槻市当局も含めた圧倒的な地域住民の意思を無視して、自己の異例・異常な統廃合案に固執・絶対化し、これを強行に及んだことは「ひらかれた教育改革」を標榜する教育行政としてあるまじき行為である。

4) 再編整備計画実施対象校の比較に見る廃校処分の不適

次に、本件処分が如何に不当で教育合理性を欠落させたものかを以下で明らかにする。

平成13年11月16日、再編整備第1期計画第3年次実施対象校の決定によって、第1年次から第3年次まで、再編整備の対象となった府立高校17校の教育課題を検討してみると、それぞれ本校とは異なった状況が歴然となる。ここで示す数値は、府教委調査の資料のものである。高槻南高校などごく一部を除き、多くの対象校は中途退学問題が深刻である。17校の平均中退者率は、平成12年度で5.8%と職業系高校水準と同等の中退状況である。もちろん、中退率が1から2%程度の学校であっても、それぞれの学区では、学区有数の教育困難校といわれているところも存在する。それらの学校では、成績内規の見直しや、追認補講体制の充実で、中途退学者を防止しているものの、

深刻な学業不振と進路不適応状態にあることは否定できない。再編整備第1期計画で、高槻南高校をのぞき統廃合により廃校処分とされた府立高校4校の中途退学者率は平均7.1%で、同校の0.1%とは、7%もの格差があり、本校処分の異例さをものごとっている。再編整備の中でも存続校となっている府立高校12校の平成12年度における平均中退率は5.5%である。これも同校と比べて、5.4%も中退率が高い。同校が統合される相手校である島上高校の中退率は、平成12年度6.8%で、本校より6.7%も高い数値となっている。

生活指導上の懲戒件数は、広範な学校生活を表す数値であるが、再編整備第1期計画対象校17校の総懲戒件数を100として、それぞれ各高校の懲戒割合を以下、比較検討してみる。本校をのぞく、統合により廃校となる他の4校の平均懲戒率は、全体の7.4%である。再編整備第1期計画対象校17校全体の平均懲戒率は5.9%である。存続校12校の平均懲戒率は5.8%である。これに対して、本校の懲戒が全体に占める割合は、0.8%にとどまっている。

これらの学校教育指標を見る限り、教育改革プログラムの目的や意義に照らしてみても、本校が、統廃合により廃校処分とされる合理的な理由は、まったく存在しない。本件処分は、行政裁量を著しく誤ったきわめて恣意的で、不法・不当な処分である。

5) 他校の教育改善の将来構想計画を実現するために為した本件廃校処分の不当性

本件でこの全日制単位制高校が問題となったのは、全日制単位制高校が統廃合の相手校である大阪府立島上高校の長年の要望であり、将来構想であったためである。島上高校は昭和26年4月開校、平成13年に創立50年を迎えた高槻市内では最も古い伝統校であったが、1970年以降の高槻市内における普通科高校の新設(三島、高槻南、高槻北、芥川、阿武野、島上大冠校のうち大冠校として島上高校より独立校化)により、入学生徒の状況が激変し、教育改革プログラムで高校教育の重大な問題点と指摘するような状況が、2学区において最も深刻にみられる学校のひとつとなったのである。

それは平成12年度の中退率6.8%(58名)という、高槻市内でも2学区内でも異例に高い中途退学状況が教育課題の深刻さを物語っていた。島上高校では学業や進路への不適応とこれがもたらす中途退学者の増加という問題状況を克服すべく、教職員組合(分会)や学校機関において全日制単位制高校への単独改編という構想をもち、「全日制府立高等学校特色づくり・再編整備第1期実施計画」第1年次実施対象校として実現すべく、府教育委員会への働きを各方面から強めていったのであった。これは同校関係者にとって当然の要求でもあったし、その懸命な努力は切実なものであった。

同校における「単位制高校設立に向けた構想」は、別紙「素案」のように基本的に、府学校教育審議会や、教育改革プログラムの示した単位制高校をめざしたものであり、島上高校の単独改編をめざしたものである。素案では設立理念として「自ら学び考えて判断と行動ができる高校生を、そして生きる力をそなえた高校生を育てる。同時に地域

の障害教育の拠点となる高校をめざす。加えて、学校間連携や単位互換を通じて、北大阪地域のハブ（拠点）高校的な役割もになう」としてしており、この改革構想の中心的な関係者によると、この方向は府教委とも密接な連携と督励をえて準備されていたといわれる。

しかし、平成11年度よりの計画実施をめざしたこの単独改編は、学校リストラによる統廃合計画を持つ府教育委員会の認めることには至らずその実現は、平成13年8月30日の本校との統廃合による全日制単位制高校案の公表まで待つことになった。この間、島上高校では単独改編から統合再編へと状況が変化する中で、高槻市内の類似の構想を可能とする府立高校との一定のレベルにおける事前調整をおこない再編に備えたといわれている。事実、府教育委員会の専門家チームが入念に検討し作成した再編整備計画でもこの両校の統合計画が明記されていた。

ところが、府教育委員会はこれらの経過と自らの再編整備計画を一切無視して、島上高校の統合相手として、全日制単位制高校システムを何ら必要とせず、当然何の検討もしてこなかった高槻南高校を指定し、廃校処分とするに至った。

本件廃校処分は、他校島上高校における教育改善の将来構想計画を実現するために、事前におけるいかなる協議もなく高槻南高校を犠牲として為した本件廃校処分であり、その不当性と理不尽さは容認しがたい。

更には、本件廃校処分は、府教育委員会が綿密な調査・研究の上で作成した平成11年1月当時の府立高校再編整備計画の実施計画にも反し、かつこの実施計画を妨げた異常な圧力の介入・存在も、関係者間で広範に証言されている。

2. 教育改革プログラムの問題点と高槻地域における府立高校整備の無計画性

1) 教育改革プログラムと生徒収容計画の問題点

教育改革プログラムでは、「()全日制府立高等学校の特色づくり・再編整備の実施」を提起し、「生徒減少期を教育環境・教育条件など教育の質的向上を図る好機と捉え、府立高等学校の特色づくりとあわせて適正な配置の観点から再編整備を推進する」として以下の具体的とりくみを示している。(同プログラム 22頁)

特色づくり・再編整備計画の推進時期を平成11年度から平成20年度までの10年間で3期に区分し、平成20年度全府立高校135校(普通科76校、専門学科併置・総合選択制等29校、総合学科9校、全日制単位制高校4校、専門高校17校)にするとしている。端的に言えば、府立高校を10年間かけて20校削減するというものである。

この前提として、学級定員を現行の40名に固定し、計画進学率を92.3%、公立私立の分担比率を7:3、学校規模を普通科の単独校1学年8学級(320名)、特色ある学科等については、1学年6~7学級(240~280名)とした。

これらの計画が持つ、重大な問題点については、訴状でも触れている。

第1の問題点は、平成20年まで学級定員を現行の40名と固定していることである。現在、全国的に義務制を中心に30人学級などの独自措置が進んでいる状況を受けて、文部科学省は、都道府県教委が定める公立小・中学校の一学級当たりの児童・生徒数について法律で定めた国の標準(40人)だけでなく、36~39人という基準も容認する方向で検討に入っている。同省は従来、都道府県が本来の基準を設定する場合、国基準の40人を上回ることも下回ることも認めないとの立場を取ってきたが、この方針を転換して、36~44人の範囲での設定を容認する方向を示している。加えて欧米など先進国は、既に早くから30人以下学級が主流であるにもかかわらず、21世紀の教育改革とうたいながら、学級定員を40名として長期に固定するのは、「子どもが『ゆとり』の中で生き生きと学び生活できるよう」にとの改革趣旨に相反するものである。

さらに大阪府立高校の学級定数に関して言えば、昭和62年(1987)のピーク時には、学級定数が48人という詰め込み学級で対応しこれが4年間続いた。高槻市内公立中学校卒業生数についても、「昭和62年約6,600人から、平成13年約4,400人とピーク時の50.8%になる」と、統廃合の理由に挙げられている。しかし、ピーク時には、大阪府下の普通科高校は、学級定員48人、総学級数36学級という受け入れ態勢を余儀なくされたものであり、これはまさに異常な水準であった。これを基準として、「中卒数が半減するから府立高校を廃校にするのが当然である」とするのは「急減期の教育改善と改革課題」を無視するものである。生徒数が半減して、はじめて教育条件が普通になる。既に義務制で実態として実現されている30名学級規模でも、習熟度別学級編成や選択教科の導入という特色ある現行教育課程のもとでは、過剰学校・教室はまったく生じない。

公立私立比率を7:3として再編整備計画を立てているが、すでにこの計画を推進する与党は、府議会で5:5の実現を迫り、府当局も検討を約束している。こうしてこの教育改革プログラムの実施計画比率自体がきわめて不安定なものであることが明らかになっている。

再編整備期間の10年間、現行の学級定員・計画進学率・公立私立分担比率を前提とせず、30人学級として、計画進学率を95%に引き上げれば、中卒生の最も少なくなる平成19年でさえ、現在より400学級程度の学級増が必要になると試算されている。このような条件を無視して、府立高校を20校も削減し、公私分担比率を与党の要求どおりに引き下げれば、私学進学を余儀なくされるものが激増し府民の経済負担は一挙に拡大することになる。学級定員など教育条件を改善すれば近い将来、府立高校の学級数が不足することが明らかなのに、不適正な問題をもつ前提条件を置いて上記のような急場しのぎの統廃合政策を進めることは、府民と公教育に深い責任を負う教育行政の為すべきことではない。

第2の問題点は、府教育委員会による「府立高等学校再編計画試算」表に基づく「適

正学校規模」に基づく府立高校削減計画は、削減高校規模を前提とした、空き教室創出を目的とした人為的操作のためのまやかしの計画である。これは府学校教育審議会の答申、国立教育政策研究所などにおける学級規模に関する研究成果を顧みず、本府における高校受入計画の基本をなし崩しにするものである。問題なのは、別紙府教委丸秘資料に見るように、普通科高校における標準学級数を異常に高い水準にして試算し、いたずらに過剰学校をつくり上げていることである。府教育委員会の計画の前提は、40人学級を固定化した上で、さらに普通科高校で学年8学級規模を下回る学校は、「小規模校で学校運営上様々な問題」を起こすというものである。しかし、平成14年度大阪府公立高校の1校あたりの平均学級数は6.4学級であり、東京都でも、標準学級数は、6学級である。府教育委員会は、それを8学級規模として、それを下回るなら統廃合の対象になるとしている。国立教育政策研究所が平成14年3月に発表した学級規模に関する調査研究という本格的な研究成果がある。この中で、小・中学校の「学校規模に関するまとめ」と考察があり、「管理運営上適正な教員数」「児童・生徒の把握に関する適正な標準規模」「父母とのコミュニケーションの観点から見た適正な児童・生徒数」「管理・運営から見た適正な学級数・児童・生徒数」に関する調査結果がまとめられている。高校に援用できる調査結果（中学校）では、「学級数が全体で12学級、生徒数が375名」とされている。さらに、これらの結果の上に、「適正な学校規模に関して目的や場合に応じて様々な適正な児童・生徒数と学級数が挙げられている」ものの、「ある学級(学校)規模を適正とする主張が難しいことを示している。」と結論付けている。

府教育委員会の府立高校再編整備計画にかかわる最も重要な論拠は根拠がなく、現実的な教育現場の必要性と改善方向にも、義務教育段階での35人学級編成の進展などにみる学級編成小規模化の方向にも合致しないということが、これらによっても明らかである。

第3の問題点として、行政区を越えた選抜学区制度をとり、生徒・父母の学校選択権を制限している高校配置の改革の在り方を、この教育改革プログラムでは、特定の市町村に限定して（2003年度の再編整備計画の基本では、この点は矛盾を来たし改正された）、先に述べてきた恣意的な前提条件と数値をあてはめて、学校の統廃合を行政主導で実施していることである。

学区制度をとっている中で、特定の市町村（本件処分に当っては高槻市域の学級数状況）にのみ判断基準を置いて、学区内に可能な限りバランスよく配置されている府立高校を恣意的な『特色づくり』校のバランスなどといって、廃校処分とすることは、子どもの教育を受ける権利の保障と学校選択権を制限するものとして、きわめて重大な問題である。

憲法26条に規定する子どもの教育を受ける権利を具体的に保障するために府教育委員会は府立高校を設置し、生徒が通学すべき選抜学区を決め、これに基づいて生徒は入試選抜を受ける。選抜学区は、地理的特色、通学距離、交通事情、人口等の地域の条

件や地域性を総合的に考慮して定めるものである。また選抜学区、及び学区内の高校配置の決定にあたっては、決定される内容の妥当性と手続の適正の確保が必要条件であり、行政当局が、一方的、強制的に選抜学区と学区内高校位置を決定することは、生徒父母の学校選択権を二重に制限するものである。従って選抜学区や高校配置の変更は拙速を慎み、長期的な計画のもとで時間をかけ、生徒・父母や住民、関係市町村の合意を得て実施することが必要である。地方自治法 138 条の 4 第 3 項には、普通地方公共団体が教育委員会の諮問機関として選抜学区審議会の設置が可能となっており、運用によって父母・住民の参加による合育形成の仕組みとなりうるものである。このような適正な手続もとらず、行政区を越えた選抜学区制度を前提すべき高校配置の変更にあって、特定の市町村を学区全体から切り離し、かつ適正な基準と言い難い上記の恣意的な前提条件と数値をあてはめて、府立高校統廃合を行政主導で実施していることは、行政機関としての適正手続義務に反するものである。2 学区住民の支持と共感を受けている高槻南高校の廃校処分は、このような意味で、まったく不当である。

2) 府教委による府立高校整備の無計画性がもたらした高槻地域の条件

府教育委員会は、2 学区内の行政区の中でも、生徒減少が進む高槻市で、統合による特色づくりを進めざるを得ないと述べている。もちろんこの前提条件となる教育改革プログラムの実施基準の問題点は明らかであるが、この前提条件を踏まえたとしても、高槻市における生徒減少に伴う平均学級の落ち込みは、府教育委員会の高校再編計画上の判断ミスにある。平成 15 年度平均募集学級数の見込では、2 学区内の各行政区の平均学級数は、7.0 学級である。これに対して高槻市は 6.4 学級にとどまり、マイナス 0.6 学級である。

このような学級差はそもそも、大阪府教育委員会が、1986 年に開設した島上高校大冠分校のその後の措置に深くかかわっている。2001 年の 12 月高槻市議会で、当時の高校増設特別委員の質疑の中で明らかにされているが、当初の府教委計画では、中卒生減少期に、島上高校の本校部分が大冠分校の方に結合するということになっていたのであったが、この計画に反して平成 6 年 10 月大冠高校の独立校化という府教委決定が為されたのである。本来統廃合を前提としていた本校と分校が、それぞれ二つの学校としてその後存在することになった事実が、高槻市における平均募集学級数を低くする結果をもたらしたのである。当初の計画通りに、島上本校と分校が統合していたと仮定すれば、平成 13 年度平均募集学級数で見ると、高槻市は、8.2 学級となり、2 学区内の他行政区のどこよりも多い平均募集学級数となる。

本件統廃合による廃校処分に至る府教育委員会による府立高校再編整備計画で示す処分理由の一つは、府教育委員会による府立高校整備の計画性の欠如によってもたらされたものである。無計画性のゆえに生じた高槻地域における平均学級数の落ち込みを糊塗するために、大冠高校（旧島上高校分校）と同様の市内南部地域にある高槻南高校の

廃校処分をおこなうなどは、当時の島上本校・分校統廃合問題を他校に転嫁するものとして、地域住民のまったく容認しないところである。

3) 統廃合実施対象校「選定理由」の不適

府教育委員会が、高槻南高校と島上高校を統合整備するとして列挙した、選定理由についての個別の反論は、訴状に記した通りであり、まったく合理性・正当性にかけるものである。ここでは、「統廃合は、廃校ではなく発展であり、両校の伝統や教育実績を引き継ぐ」という、府教育委員会の統合理由と両校関係者への教育公約を検証する。

「この統廃合は、高槻南の廃校ではない。発展です。」という府教育委員会の主張は、新校づくりの現実の中で破綻しているが、あらためてその学校長が描き、府教育委員会も推進している槻の木高校の教育方針と教育理念の概要と方向を、関係資料に基づき検証しておきたい。

府教育委員会による統廃合・合理化の論理

府教委が作成した「高等学校長用 QA 集」(平成 11 年)によると、統廃合問題についてこう記している。

「QA5 ,本校の校地が利用されないといことは、本校が廃止されるということか。」

「(校長答弁)統合整備は、本校と相手校の実績や伝統など、統合する両校のそれぞれのよさを発展的に継承する形で進め、新しい学校を創るというものであり、どちらかが廃校になり、どちらかが生き残るというものではない」「学校は校地、校舎という施設(ハード面)だけでできているものではない。教職員が何を教え、何を学んでいるのか、ソフト面でどんなことをやっているのかが学校の本質である」「ソフト面で学校の特色を受け継いでいくことは十分可能であり、その場合は廃校ということにはならないと考えている」

現槻の木高校校長が作成した、新校についての一問一答ビラ 2002 年 8 月予備校配布

「新校と島上・高槻南はまったくの別の学校です」 高南の伝統は完全に無視される

以下の囲みの文は、槻の木高校校長が、2002 年 8 月前後に作成して、入学制勧誘に使用した宣伝ビラの内容であるが、はっきりと「高槻南や島上高校とは、全く別の学校である」と明言している。そして、その推進している学校づくりは、高槻南高校のように、2 学区内の中堅上位の普通科高校として、憲法・教育基本法、学校教育法に定める

教育及び高校教育の目的・目標の達成に大きな成果を挙げ、運動系・文化系の部活動や国際交流活動、進路実績などで、際立った「特色」と文武の均衡のとれた学校としてのそれとは異質な学校づくりである。それは資料 1～4 までの、同校校長による学校運営方針（公約）でも明らかであり、事実、（資料 1）にうたう、「生徒が受ける授業を自分で決める」という最大の公約は、受験準備強化のために初年度より大きく崩れ単位制高校本来の目的は無視されている。高槻南高校とまったく異質な学校づくりが行なわれているだけでなく、島上高校が、単位制高校高校でめざした学校づくりも、このような学校設立方針によって完全に放棄されている。

（資料 1）

A： 新校はそのような進学を実現する学校を目指しているのです。従って決して自由放任の学校ではありません。学習をはじめとする日々の教育活動についてはどこよりも厳しい学校です。

単位制の学校には色々あります。新校は朝から晩まで 7 時間授業をする単位制の府立高校では初めての進学対応の学校です。今までの全日制普通科とは次のポイントで大きく異なります。つまり、進路に向けて徹底的に勉強をしてもらうのに生徒にとって一番良い学校なのです。それは、「生徒の授業の受け方」が他の普通科高校とは異なります。学校が決めた授業を受けるのが今までの普通科高校です。新校は、「生徒が受ける授業」を自分で決めるのです。生徒が進学に向けての必要な科目を選択するのです。生徒中心の生徒にとってもっとも有利な学校です。生徒は約 100 以上の科目の中から受験等に必要科目を選択します。もちろん選択についてのガイダンスは丁寧にきめ細かく致します。又生徒が主体的に選んだ科目を教師は徹底的に教え込みます。生徒の能力を最大限まで伸ばします。

（資料 2）

Q： 島上高校の生徒と新校の生徒が同じ敷地、同じ校舎で勉強して、島上高校とは異なる学校をつくるのは至難の業である。島上高校の生徒の影響が余りにも大きい。新校がうまく行くととはとても思えない。何か特別な考えがあるのか。

A： 島上高校の生徒には島上高校生として恥ずかしくない態度、又新校の生徒に対しては新校としての誇りをしっかりと醸成します。新校と島上は全く別の学校ですので新校の教室や職員室は島上高校とは別棟に設けます。もちろん新校の校長、教頭、教職員、事務職員が発令されます。

Q：高槻南高校と島上高校の先生がそのまま新校の教師となるのか、どのような方が新校の先生になるのか。

A：新校と高槻南高校、島上高校は全く別の学校です。新校には優秀な情熱のある方が赴任してきます。

(資料3)

A： 単位制の学校には色々あります。新校は朝から晩まで7時間授業をする単位制の府立高校では初めての進学対応の学校です。

(資料4)

Q： 新校では7時間授業をするとのことであるが、中学では6時間でも耐えられない生徒が多いのに、授業が成り立つのだろうか。

A： 7時間の授業に耐えられる、将来に目標を持った意欲的な生徒を新校に受検させて欲しいと思います。

Q： (島)上の校舎は非常に老朽化しており、汚れている。又安っぽい校舎である。新校にふさわしくない。新入生はがっかりすると思う。校舎の建替えをするのか。せめて高槻南レベルの美しい学校にして欲しい。

A： 新校の生徒を迎えるに当たって府財政の逼迫の折であるのですぐの建替えは無理である。しかし新校の生徒が落胆しないように設備改修、校舎内外の美化に努めております。

統廃合して1年目の学校づくりにおいて早くも破綻した府教委公約

高槻南高校は、不登校や不適応を沢山生み出す受験準備教育や管理主義教育とは無縁な学校であった。部活動もスポーツ系も、文化系もバランスよく発展し、生徒が心底「高南好きやねん！」といえる学校であった。特にスポーツ系では公立高校としてはトップクラスの部活の実績。そういう伝統や教育実績を継承するはずの統合=新校の管理職自らが作成し、配布している一問一答の新校宣伝ビラを見たとき、府教育委員会の廃校処分は、このすばらしい高南をつぶすだけのものだったのだと言う悔しい思いをすべての高南学校関係者は持たざるをえなかったのである。

単位制のゆとりと個性を生かす教育は一体どうなったのか。伝統の継承はどこに言ったのか。すべては、廃校のための口実であったと言わざるを得ない。こうして2学区からは、公立高校の模範ともいべき高槻南教育の光は消されようとしている。

高槻南高校の伝統と教育実績だけではなく、島上高校が教育改革にかけた上記の単位制構想も、すべて放棄され、全日制単位制構想の具体化に尽力した教職員の中心的メンバーは、新校発足と同時に、島上高校から他校に転勤させられた。

島上高校と高槻南高校の伝統、及び教育実績の継承と発展と言う府教育委員会公約は、こうしてすべて放棄されているのである。

統廃合して1年目の学校づくりにおいて、早くも府教育委員会が作り出したこの事態こそ、出来もしない偽りの公約・口実で生徒保護者・地域住民をたぶらかし、健全で発展しつつある高校を何の理由もなく廃校処分としたと言う意味で、学習権や人権侵害の極みであり、到底容認できるものではない。(k)以上